

記事見出しの著作物性とその利用による不法行為の成否

知的財産高裁平成17年10月6日判決 平17年(ネ)第10049号
著作権侵害差止等請求控訴事件 原判決一部変更 一部棄却

茶 園 成 樹**

【要 旨】

本件は、ホームページに掲載されたニュース記事の見出しの無断利用が問題となったものである。本判決は、著作権侵害を理由とする請求については、ニュース記事の見出しが著作物ではないとして棄却したのに対し、不法行為を理由とする請求については、不法行為の成立を肯定し損害賠償請求を認容した。

本判決の評釈として、潮見佳男・コピライト538号51頁，岡邦俊・JCAジャーナル52巻11号34頁，帖佐隆・知財ぶりずむ4巻41号1頁，水谷直樹・発明103巻1号58頁がある。

<参照条文> 著作権法2条1項1号，民法709条

【事 実】

X（控訴人・原告）は、日刊新聞の発行等を業とする株式会社であり、その運営するホームページ「Yomiuri On-Line」（ヨミウリ・オンライン）において、Xのニュース記事本文（YOL記事）及びその記事見出し（YOL見出し）を掲出している。また、Xは、訴外Aに対し、ヨミウリ・オンラインの主要なニュースを有償で使用許諾することなどを内容とする契約を締結しており、この契約に基づき、Aの開設する

ウェブサイト（Yahoo! Japan）上のニュース記事のウェブページ（Yahoo! ニュース）には、YOL見出しと同一の記事見出しが表示されており、同記事見出しをリンクボタンとして、ヨミウリ・オンラインのYOL記事のウェブページにリンクし、YOL記事と同一の記事が表示される。

Y（被控訴人・被告）は、デジタルコンテンツの企画・制作等を業とする有限会社であり、インターネット上で「ライトピックス」と称するサービスを提供している。Yは、継続して、YOL記事を含む「Yahoo! ニュース」の記事の中から、重要度、ユーザの関心度が高いと思われるニュースを選択し、記事見出し（LT見出し）及びそのリンク先ウェブページのURLを入力することにより、その運営するホームページ（Yホームページ）において、「Yahoo! ニュース」の記事にリンクする機能を有するLT見出し（LTリンク見出し）を表示した（ホームページ上でLT見出しを表示している部分を「LT表示部分」という）。さらに、ライトピックスサービスのユーザ登録をした者（登録ユーザ）に対して、LTリンク見出しを表示させ

* 同志社大学名誉教授 Ryuichiro SENGEN

** 大阪大学大学院高等司法研究科教授
Shigeki CHAEN

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る制御情報を表すHTMLタグを送信した。当該HTMLタグが、それを自己のホームページ上に設置した登録ユーザ（設置ユーザ）に送信されると、そのホームページ上のLT表示部分にLTリンク見出しが表示される。

Xは、原審において、主位的請求として、YがYホームページ上にYOL見出しを掲出させるなどして、Xが有するYOL見出しについての著作権（複製権及び公衆送信権）を侵害していることを理由とし、予備的請求として、Yの上記行為が不法行為を構成することを理由として、YOL見出しの複製等の差止め及び損害賠償を求めた。原判決（東京地裁平成16年3月24日判決・判例時報1857号108頁）は、YOL見出しは著作物であるとは認められず、著作権侵害となるとはいえないとし、さらに、Yの上記行為は不法行為を構成しないとして、Xの請求をいずれも棄却した。

そこで、Xは、控訴し、控訴審において請求を減縮、拡張、追加した。Xの控訴審における請求は、(a) 著作権侵害（YOL見出しの複製権侵害及び公衆送信権侵害並びにYOL記事の複製権侵害）を理由とする差止請求及び損害賠償請求、(b) 不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為を理由とする差止請求及び損害賠償請求、(c) 不法行為を理由とする差止請求及び損害賠償請求、である。

本判決は、(a)(b)の請求を棄却し、(c)の差止請求も棄却したが、(c)の損害賠償請求を一部認容した。以下では、(a)のYOL見出しの著作権侵害を理由とする請求と(c)の損害賠償請求のみを検討する。

【判 旨】

1. YOL見出しの著作権侵害を理由とする請求について

「一般に、ニュース報道における記事見出しは、報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表

現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があるほか、使用し得る字数にもおのずと限界があることなどにも起因して、表現の選択の幅は広いとはいえず、創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところであり、著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる。

しかし、ニュース報道における記事見出しであるからといって、直ちにすべてが著作権法10条2項に該当して著作物性が否定されるものと即断すべきものではなく、その表現いかんでは、創作性を肯定し得る余地もないではないのであって、結局は、各記事見出しの表現を個別具体的に検討して、創作的表現であるといえるか否かを判断すべきものである。」

そして、YOL見出しの表現を個別具体的に検討し、「ありふれた表現の域を出ない」、「アイデアの域を出ない」、「記事が伝えようとする事実からそれほどの困難もなく想起し得るものであって、格別の創作性を見いだすことはできない」などとして、いずれも著作物として保護されるための創作性を有するとはいえないと判断した。

2. 不法行為を理由とする損害賠償請求について

(1) 「不法行為（民法709条）が成立するためには、必ずしも著作権など法律に定められた厳密な意味での権利が侵害された場合に限らず、法的保護に値する利益が違法に侵害がされた場合であれば不法行為が成立するものと解すべきである。

インターネットにおいては、大量の情報が高速度で伝達され、これにアクセスする者に対して多大の恩恵を与えていることは周知の事実である。しかし、価値のある情報は、何らの労力を要することなく当然のようにインターネット上に存在するものでないことはいうまでもない

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ところであって、情報を収集・処理し、これをインターネット上に開示する者がいるからこそ、インターネット上に大量の情報が存在し得るのである。そして、ニュース報道における情報は、Xら報道機関による多大の労力、費用をかけた取材、原稿作成、編集、見出し作成などの一連の日々の活動があるからこそ、インターネット上の有用な情報となり得るものである。

そこで、検討するに、前認定の事実、とりわけ、本件YOL見出しは、Xの多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものといえること、著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの、相応の苦勞・工夫により作成されたものであって、簡潔な表現により、それ自体から報道される事件等のニュースの概要について一応の理解ができるようになってきていること、YOL見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば、YOL見出しは、法的保護に値する利益となり得るものというべきである。一方、前認定の事実によれば、Yは、Xに無断で、営利の目的をもって、かつ、反復継続して、しかも、YOL見出しが作成されて間もないいわば情報の鮮度が高い時期に、YOL見出し及びYOL記事に依拠して、特段の労力を要することもなくこれらをデッドコピーないし実質的にデッドコピーしてLTリンク見出しを作成し、これらを自らのホームページ上のLT表示部分のみならず、2万サイト程度にも及ぶ設置登録ユーザのホームページ上のLT表示部分に表示させるなど、実質的にLTリンク見出しを配信しているものであって、このようなライントピックスサービスがXのYOL見出しに関する業務と競合する面があることも否定できないものである。

そうすると、Yのライントピックスサービスとしての一連の行為は、社会的に許容される限

度を越えたものであって、Xの法的保護に値する利益を違法に侵害したものとして不法行為を構成するものというべきである。」

(2)「損害についてみるに、XがYに対し請求し得る損害は、Yが無断でYOL見出しを使用したことによってXに生じた損害である」。X主張の契約実例（訴外Bとの契約）を一応の前提として、検討してみると、Xの使用料相当損害額は、月額1万0769円×侵害期間23か月24日＝25万6024円であるということになる。「XにはYの侵害行為によって損害が生じたことが認められるものの、使用料について適正な市場相場が十分に形成されていない状況の現状では、損害の正確な額を立証することは極めて困難であるといわざるを得ない。そうであるしてみると、民訴法248条の趣旨に徴し、一応求められた上記損害額を参考に、前記認定の事実及び弁論の全趣旨を勘案し、Yの侵害行為によってXに生じた損害額を求めると、損害額は1か月につき1万円であると認めるのが相当である。」「そうすると、Xに生じた損害額は、…23万7741円…であるといえることができる。」

【研究】

1. YOL見出しの著作物性

(1) 本判決は、YOL見出しの著作物性を否定したが、まず、記事見出しの著作物性の一般論として、「著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる」と述べた。その理由は、(a) 報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があること、(b) 使用し得る字数にもおのずと限界があること、等にも起因して、表現の選択の幅は広いとはいえず、創作性を発揮する余地が比較的少ないことである。確かに、(a)(b)の事情から、記事見出しとして選択できる表現は限定されることとなり、誰が表現しても同様のものとなりやすく、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

創作性は認められにくいということが出来る。もっとも、Xが主張するように、同一の出来事等に対する各報道機関の記事見出しには同様でないものもあり、常に著作物性が否定されるわけではない。実際、本判決も、「その表現いかんでは、創作性を肯定し得る余地もないではない」として、YOL記事の見出しの著作物性を個別具体的に検討している。このように、結局のところ著作物性の有無が個別具体的に検討されたのであるが、後述するように、記事見出しの著作物性は厳格に判断されていると思われる。

(2) ところで、原判決では、個別のYOL見出しの著作物性が検討されたうえで、YOL見出し一般につき、「①YOL見出しは、その性質上、簡潔な表現により、報道の対象となるニュース記事の内容を読者に伝えるために表記されるものであり、表現の選択の幅は広いとはいえないこと、②YOL見出しは25字という字数の制限の中で作成され、多くは20字未満の字数で構成されており、この点からも選択の幅は広いとはいえないこと、③YOL見出しは、YOL記事中の言葉をそのまま用いたり、これを短縮した表現やごく短い修飾語を付加したものにすぎないことが認められ、これらの事実を照らすならば、YOL見出しは、YOL記事で記載された事実を抜きだして記述したものと解すべきであり、著作権法10条2項所定の『事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道』…に該当するものと認められる。」と述べられた。①と②は、本判決が摘示する(a)と(b)にはほぼ対応するが、①は「報道の対象となるニュース記事の内容を…」とするのに対し、(a)は「報道対象となる出来事等の内容を…」としている。また、③であるYOL見出しとYOL記事との関係は、通常、記事見出し一般に当てはまることと思われるが、本判決が述べる一般論においては指摘されていない。この点に関し、原判決は、YOL見出しの著作物性をYOL記事と対比しつ

つ検討しており、YOL記事が、YOL見出しが表現しようとする内容、つまりアイデアであると捉えて、YOL見出しの著作物性を、YOL記事の内容を伝達するものとしての創作的表現という観点から判断しているものと解される。

これに対して、本判決は、Xの控訴審におけるYOL見出しの著作物性に関する主張に対して、YOL記事との対比によるのではなく、報道対象である出来事等の内容に関する表現としての創作性を問題としている。このような原判決との違いは、Xが控訴審においてYOL見出しに施した創意工夫として個別具体的に挙げたものがYOL記事中の記載から離れたものであったことによるとと思われるが、記事見出しの著作物性について、本判決のように、記事見出しの表現それ自体の創作性を検討することに問題がないことは明らかであり、また、原判決のように、記事を基礎として創作性を検討することも妥当なものであろう。記事は、それが伝達しようとする事実を単純に述べるだけでなく、盛り込む事項の選択や配列、文章表現に創意工夫が施されて著作物性が肯定されるものが多いが、その見出しとして、特定の出来事等を対象とする記事がいかなる内容のものであるかを他人が多大な困難なく伝達できるようにすべきであると思われるからである(蘆立順美〔原判決批評〕コピーライト521号62頁)。他方、記事見出しの著作物性は、記事中に記載されていない表現をしているからといって直ちに肯定されることにはならないのであり、本判決は、このことをYOL見出しの表現それ自体の創作性を検討することを通じて示していることと捉えることができる。

(3) 少ない字数で表現される作品であっても、俳句や短歌のように、創作的表現と認められる場合がある。また、裁判例では、「ボク安心 ママの膝(ひざ)より チャイルドシート」という交通標語や古文単語の語呂合わせの著作

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

物性が肯定されている（東京地裁平成13年5月30日判決・判例時報1752号141頁〔交通標語事件1審〕，東京高裁平成13年10月30日判決・判例時報1773号127頁〔同事件2審〕，東京地裁平成11年1月29日判決・判例時報1680号119頁〔古文単語事件1審〕，東京高裁平成11年9月30日判決・判例タイムズ1018号259頁〔同事件2審〕）。これらと比較すると，YOL見出しのうち，医大教授が医師のマナー本を無断で複製販売したことを伝える記事の見出しである「マナー知らず大学教授，マナー本海賊版作り販売」などは創作的表現でないことが明らかであるとはいえないであろう。本判決がこれらの著作物性をありふれた表現であるとして否定したことは，高度な創意工夫が要求されていると解することができよう（蘆立・前掲61頁参照）。記事は社会生活にとって必要な出来事等の情報を報道するものであり，記事見出しは報道対象である出来事等あるいは記事の内容を伝達するための表現であることを考慮すれば，記事見出しの著作物性に，他の作品よりも一定程度高いレベルの創作性を求めることは不当ではないと思われる。

2. 不法行為の成否

原判決は，「YOL見出しは，X自身がインターネット上で無償で公開した情報であり，…著作権法等によって，Xに排他的な権利が認められない以上，第三者がこれらを利用することは，本来自由であるといえる。不正に自らの利益を図る目的により利用した場合あるいはXに損害を加える目的により利用した場合など特段の事情のない限り，インターネット上に公開された情報を利用することが違法となることはなく，Yの行為につき，特段の事情が存在すると認めることができないと述べて，不法行為の成立を否定した。

これに対して，本判決は，不法行為の成立を

認めたが，まず，YOL見出しは無料で開放されているわけではなく，YOL記事と離れて独自に取引されるようになっていること等を認定した。これにより，YOL見出しが，原判決がいうように「インターネット上で無償で公開された情報」であっても，Xが利益を得ようとしていないのではなく，その無断利用によって損害を被ることがあることが示されているといえる。そして，「YOL見出しは，法的保護に値する利益となり得るものというべきであり，Yの行為は「社会的に許容される限度を越えたものであって，Xの法的保護に値する利益を違法に侵害したのものとして不法行為を構成する」と判断された。

思うに，YOL見出しが，相応の苦勞・工夫により作成され，独立した価値を有するものとして扱われているとしても，直ちに無断利用からの保護が必要であるということとはできないであろう。本判決がインターネット上の情報に関して記述していることに鑑みると，YOL見出しが「法的保護に値する利益」と捉えられた背後には，保護がなされないと，ニュース報道における情報を多大な労力，費用を投じて収集・処理する報道機関が，記事見出しのような有用な情報をインターネット上に開示しないことになるという理解があるように思われる。そうだとすると，その一方，インターネット上に開示された情報の円滑な流通が阻害されると，社会は当該情報から十分な便益が得られない結果となる。とりわけ報道対象である出来事等あるいは記事の内容を伝達するための表現である記事見出しは広く普及されるべきものであるから，保護は必要な場合，すなわち，情報の収集・処理に対する投資の回収が害される場合にのみ認められるべきこととなろう。

このような観点からは，本判決は，Yの行為が，無断利用であること，営利目的であること，反復継続したものであること，情報の鮮度が高

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

い時期のものであること、(実質的な)デッドコピーであること、実質的な配信であること、を指摘しているが、Xが掲出したYOL見出し全体に対するYがコピーした割合も考慮すべきであったと思われる。本判決の認定によると、XとBとの契約では、1日当たり65個のYOL見出しが提供されたのに対し、Yが無断で使用した個数は1日当たり7個である。Yのコピーした割合がこのような低いものであったならば、Yの行為によってXの投資回収が害されたとはいえず、不法行為は成立しないと判断すべきであったように思われる(蘆立・前掲63頁注15参照)。

3. 損害額の算定

本判決は、損害の正確な額を立証することは極めて困難であるとして、民訴法248条の趣旨に徴し、認定事実及び弁論の全趣旨を勘案し、損害額を1か月につき1万円とした。もっとも、参考にされたBとの契約における使用料を基礎として算定されたのは、月額1万0769円であった。XとYが契約締結したならば、この金額で合意したかどうかは明らかではないが、現実に締結された契約における使用料を基礎として算定された金額をあえて下回らせることは適切ではないように思われる(潮見〔本判決批評〕コピーライト538号56頁)。

(原稿受領日 2006年4月13日)

